

渡航自粛協力金 概要

給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年8月1日）において、住民基本台帳に記録されており、かつ申請時点で住民基本台帳に記録されている方
- ・ 受給権者は、その方が属する世帯の世帯主

給付額

- ・ 給付対象者1人につき1万円

給付金の申請及び給付の方法

- ・ 感染拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の2通りを基本とし、給付は原則として、特別定額給付金を給付した申請者の本人名義の金融機関口座への振り込みを行います。

(1) 役場庁舎及び阿嘉慶留間出張所専用箱投函

- ・ 村から世帯主（受給権者）宛てに郵送された申請書に必要事項をチェック及び記入をし、上記場所に設置している専用箱に投函

(2) 郵送での返送

- ・ (1) での申請が難しい方は、郵送での申請。ただし郵送料は申請者負担となります。

受付期間

- ・ 受付開始日は令和3年1月12日とし、申請期限は令和3年3月1日までとします。

※給付は受付後、確認等を行い、令和3年1月中旬より順次開始致します。

本件のお問合せ先
座間味村役場総務・福祉課
担当：石川（護）・高江洲
電話：098-987-2311（代）